

令和 6 年

第 3 回（9 月）河合町議会定例会議案

令和 6 年 9 月 6 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第 5 2 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 5 3 号 令和 6 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 議案第 5 4 号 令和 6 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 5 5 号 令和 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第 5 6 号 令和 6 年度下水道事業会計補正予算について
- 議案第 5 7 号 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正について
- 議案第 5 8 号 河合町税条例の一部改正について
- 議案第 5 9 号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 6 0 号 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 6 1 号 奈良県広域水道企業団の設立について
- 議案第 6 2 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 6 3 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 議案第 6 4 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 議案第 6 5 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 諮 問 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮 問 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮 問 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認 定 第 1 号 令和 5 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認 定 第 2 号 令和 5 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（別冊）
- 認 定 第 3 号 令和 5 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について（別冊）
- 認 定 第 4 号 令和 5 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別
冊）

認 定 第 5 号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 6 号 令和5年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 7 号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 8 号 令和5年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

同 意 第 2 号 教育委員会教育長の任命について

同 意 第 3 号 教育委員会委員の任命について

議案第52号

令和6年度

河合町一般会計補正予算

(第4号)

河合町

令和6年度河合町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度河合町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 2 4， 1 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9， 4 9 2， 8 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 6年 9月 6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		千円 2,646,000	千円 53,939	千円 2,699,939
	1 地方交付税	2,646,000	53,939	2,699,939
15 国庫支出金		1,233,764	36,459	1,270,223
	1 国庫負担金	502,995	23,675	526,670
	2 国庫補助金	725,764	12,784	738,548
16 県支出金		545,414	7,952	553,366
	1 県負担金	320,534	3,252	323,786
	2 県補助金	193,640	4,700	198,340
19 繰入金		117,816	108,508	226,324
	1 基金繰入金	117,816	108,309	226,125
	2 特別会計繰入金	0	199	199
20 繰越金		10,000	1,633	11,633
	1 繰越金	10,000	1,633	11,633
22 町債		1,898,100	15,698	1,913,798
	1 町債	1,898,100	15,698	1,913,798
歳 入 合 計		9,268,652	224,189	9,492,841

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1, 270, 317	千円 5, 343	千円 1, 275, 660
	1 総務管理費	1, 151, 152	390	1, 151, 542
	3 戸籍住民基本台帳費	29, 175	4, 953	34, 128
3 民生費		2, 486, 103	33, 510	2, 519, 613
	1 社会福祉費	1, 717, 750	120	1, 717, 870
	2 児童福祉費	768, 353	33, 390	801, 743
4 衛生費		1, 765, 135	22, 185	1, 787, 320
	1 保健衛生費	260, 339	22, 185	282, 524
7 土木費		1, 626, 395	11, 240	1, 637, 635
	4 都市計画費	790, 195	11, 240	801, 435
9 教育費		555, 124	210	555, 334
	1 教育総務費	120, 666	210	120, 876
11 公債費		1, 108, 650	151, 761	1, 260, 411
	1 公債費	1, 108, 650	151, 761	1, 260, 411
12 諸支出金		60	△60	0
	2 特別会計繰出金	60	△60	0
歳 出 合 計		9, 268, 652	224, 189	9, 492, 841

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2. 清掃工場 整備事業債	1,034,000	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。 但し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,050,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
10. 臨時財政 対策債	18,000				17,698			
合計	1,898,100				1,913,798			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,646,000	53,939	2,699,939
15 国庫支出金	1,233,764	36,459	1,270,223
16 県支出金	545,414	7,952	553,366
19 繰入金	117,816	108,508	226,324
20 繰越金	10,000	1,633	11,633
22 町債	1,898,100	15,698	1,913,798
歳入合計	9,268,652	224,189	9,492,841

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1, 270, 317	5, 343	1, 275, 660
3 民生費	2, 486, 103	33, 510	2, 519, 613
4 衛生費	1, 765, 135	22, 185	1, 787, 320
7 土木費	1, 626, 395	11, 240	1, 637, 635
9 教育費	555, 124	210	555, 334
11 公債費	1, 108, 650	151, 761	1, 260, 411
12 諸支出金	60	△60	0
歳 出 合 計	9, 268, 652	224, 189	9, 492, 841

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 4,953	千円	千円	千円 390
35,958			△2,448
	16,000		6,185
3,500			7,740
			210
			151,761
			△60
44,411	16,000		163,778

2 歳 入

(款) 1 1 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,646,000	千円 53,939	千円 2,699,939
計	2,646,000	53,939	2,699,939

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	502,995	23,675	526,670
計	502,995	23,675	526,670

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 民生費国庫補助金	41,697	7,831	49,528
7 総務費国庫補助金	203,405	4,953	208,358
計	725,764	12,784	738,548

(款) 1 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	320,534	3,252	323,786
-----------	---------	-------	---------

節		説	明
区	分		
1	地方交付税	千円 53,939	普通交付税 千円 53,939

3	非被用者児童手当 負担金（3歳未満）	1,976	非被用者児童手当負担金（3歳未満） 1,976
9	非被用者児童手当 負担金（3歳～中 学修了前）	8,384	非被用者児童手当負担金（3歳～中学修了前） 8,384
13	児童手当負担金（ 高校生年代）	13,315	児童手当負担金（高校生年代） 13,315

2	児童福祉費補助金	7,831	子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正 実施円滑化事業分） 7,831
5	個人番号カード交 付事業費補助金	4,953	個人番号カード交付事務費補助金 4,953

4	非被用者児童手当 負担金（3歳未満）	152	非被用者児童手当県負担金（3歳未満） 152
---	-----------------------	-----	---------------------------

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
計	320,534	3,252	323,786

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	85,498	1,200	86,698
5 土木費県補助金	80,824	3,500	84,324
計	193,640	4,700	198,340

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	95,930	108,309	204,239
計	117,816	108,309	226,125

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

4 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	0	199	199
計	0	199	199

節		説 明
区 分	金 額	
9 非被用者児童手当 県負担金（3歳～ 中学修了	千円 1,198	非被用者児童手当県負担金（3歳～中学修了前） 千円 1,198
11 児童手当県負担金 （高校生年代）	1,902	児童手当県負担金（高校生年代） 1,902

3 児童福祉費補助金	1,200	保育対策総合支援事業費補助金 1,200
2 都市計画費補助金	3,500	土地利用等地域計画策定事業補助金 1,000 産業用地創出調査事業補助金 2,500

1 財政調整基金繰入金	108,309	財政調整基金繰入金 108,309

1 住宅新築資金等貸 付事業特別会計繰 入金	199	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金 199

1 6 款 県支出金 1 9 款 繰入金

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 10,000	千円 1,633	千円 11,633
計	10,000	1,633	11,633

(款) 22 町債

(項) 1 町債

3 衛生債	1,034,000	16,000	1,050,000
11 臨時財政対策債	18,000	△302	17,698
計	1,898,100	15,698	1,913,798

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 1,633	純繰越金 千円 1,633

3 清掃工場整備事業 債	16,000	清掃工場整備事業 16,000
1 臨時財政対策債	△302	臨時財政対策債 △302

20款 繰越金 22款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 573,060	千円 390	千円 573,450	千円	千円	千円	千円 390
計	1,151,152	390	1,151,542				390

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	29,175	4,953	34,128	4,953			0
計	29,175	4,953	34,128	4,953			0

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	422,724	60	422,784				60
4 社会福祉施設費	25,154	60	25,214				60
計	1,717,750	120	1,717,870				120

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童福祉施設費	216,808	2,580	219,388	1,200			1,380
-----------	---------	-------	---------	-------	--	--	-------

節・細節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 390	04 一般管理費（総務） 390
14 児童手当	390	3 職員手当等 390 児童手当 390

12 委託料	4,953	01 戸籍住民基本台帳費 4,953
5 その他	4,953	12 委託料 4,953 その他 4,953 ・マイナンバーカード申請補助委託 4,953

3 職員手当等	60	10 社会福祉管理費（社会福祉） 60
14 児童手当	60	3 職員手当等 60 児童手当 60
3 職員手当等	60	01 心の交流センター運営費 60
14 児童手当	60	3 職員手当等 60 児童手当 60

3 職員手当等	180	08 心身障害児保育事業費 60 3 職員手当等 60
---------	-----	--------------------------------------

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童措置費	177,474	30,180	207,654	34,758			△4,578
6 こども園費	249,975	630	250,605				630
計	768,353	33,390	801,743	35,958			△2,568

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	44,495	180	44,675				180
3 環境衛生費	87,360	22,005	109,365		16,000		6,005

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
14 児童手当	千円 180	児童手当	千円 60
18 負担金、補助及び交付金	2,400	11 地域子育て支援センター事業費	120
		3 職員手当等	120
2 補助金	2,400	児童手当	120
		18 保育対策総合支援事業費	2,400
		18 負担金、補助及び交付金	2,400
		補助金	2,400
		・ 保育対策総合支援事業費補助金	2,400
19 扶助費	30,180	03 児童手当給付費（3歳未満）	2,280
		19 扶助費	2,280
1 扶助費	30,180	扶助費	2,280
		06 児童手当給付費（3歳以上中学校修了前）	10,780
		19 扶助費	10,780
		扶助費	10,780
		08 児童手当給付費（高校生年代）	17,120
		19 扶助費	17,120
		扶助費	17,120
3 職員手当等	630	01 こども園運営費	630
		3 職員手当等	630
14 児童手当	630	児童手当	630

3 職員手当等	180	02 保健衛生総務費	180
		3 職員手当等	180
14 児童手当	180	児童手当	180
3 職員手当等	60	01 環境衛生費	60
		3 職員手当等	60
14 児童手当	60	児童手当	60

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	260,339	22,185	282,524		16,000		6,185

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	502,600	11,090	513,690	3,500			7,590
3 公共下水道費	253,611	150	253,761				150
計	790,195	11,240	801,435	3,500			7,740

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	119,237	210	119,447				210
計	120,666	210	120,876				210

節・細節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 21,945	02 環境衛生整備費 21,945
1 建設事業費	21,945	14 工事請負費 21,945
		建設事業費 21,945
		・西穴闇火葬場煙突解体工事 21,945

3 職員手当等	90	01 都市計画総務費（旧まちづくり推進課） 11,090
14 児童手当	90	3 職員手当等 90
		児童手当 90
12 委託料	11,000	12 委託料 11,000
5 その他	11,000	その他 11,000
		・都市計画マスタープラン改訂等業務 11,000
18 負担金、補助及び交付金	150	01 公共下水道費 150
		18 負担金、補助及び交付金 150
2 補助金	150	補助金 150

3 職員手当等	210	04 事務局費（総務） 210
14 児童手当	210	3 職員手当等 210
		児童手当 210

4 款 衛生費 7 款 土木費 9 款 教育費

(款) 1 1 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	千円 1,052,487	千円 151,761	千円 1,204,248	千円	千円	千円	千円 151,761
計	1,108,650	151,761	1,260,411				151,761

(款) 1 2 諸支出金

(項) 2 特別会計繰出金

1 住宅新築資金等特別会計繰出金	60	△60	0				△60
計	60	△60	0				△60

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 151,761	01 長期債償還元金	千円 151,761
1 償還金	151,761	22 償還金、利子及び割引料 償還金	151,761 151,761

27 繰出金	△60	01 特別会計繰出金	△60
1 繰出金	△60	27 繰出金 繰出金	△60 △60

1 1 款 公債費 1 2 款 諸支出金

議 案 第 5 3 号

令 和 6 年 度

河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度河合町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 9月 6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金		千円 60	千円 △60	千円 0
	1 繰入金	60	△60	0
4 繰越金		0	259	259
	1 繰越金	0	259	259
歳 入 合 計		1,660	199	1,859

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金		千円 0	千円 199	千円 199
	1 繰出金	0	199	199
歳 出 合 計		1,660	199	1,859

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 60	千円 △60	千円 0
4 繰越金	0	259	259
歳入合計	1,660	199	1,859

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金	千円 0	千円 199	千円 199
歳 出 合 計	1,660	199	1,859

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 199
			199

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 60	千円 △60	千円 0
計	60	△60	0

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	259	259
計	0	259	259

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 △60	一般会計繰入金 千円 △60

1 前年度繰越金	259	前年度繰越金 259

3 款 繰入金 4 款 繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	千円 0	千円 199	千円 199	千円	千円	千円	千円 199
計	0	199	199				199

節・細節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	千円 199	01 一般会計繰出金 199
1 繰出金	199	27 繰出金 繰出金 199

6 款 諸支出金

議 案 第 5 4 号

令 和 6 年 度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第 2 号)

河 合 町

令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,150,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 9月 6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 支払基金交付金		千円 552,480	千円 2,129	千円 554,609
	1 支払基金交付金	552,480	2,129	554,609
6 県支出金		318,029	3,112	321,141
	1 県負担金	301,008	3,112	304,120
7 繰入金		309,713	21,082	330,795
	2 基金繰入金	0	21,082	21,082
歳 入 合 計		2,123,891	26,323	2,150,214

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		千円 1,996,465	千円 0	千円 1,996,465
	1 介護サービス等諸費	1,796,036	0	1,796,036
7 諸支出金		1,050	26,323	27,373
	1 償還金及び還付加算金	1,050	26,323	27,373
歳 出 合 計		2,123,891	26,323	2,150,214

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
5 支払基金交付金	552,480	2,129	554,609
6 県支出金	318,029	3,112	321,141
7 繰入金	309,713	21,082	330,795
歳入合計	2,123,891	26,323	2,150,214

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	1, 996, 465	0	1, 996, 465
7 諸支出金	1, 050	26, 323	27, 373
歳 出 合 計	2, 123, 891	26, 323	2, 150, 214

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 3,112	千円	千円 2,129	千円 △5,241
			26,323
3,112		2,129	21,082

2 歳 入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費交付金	千円 539,046	千円 2,129	千円 541,175
計	552,480	2,129	554,609

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	301,008	3,112	304,120
計	301,008	3,112	304,120

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	0	21,082	21,082
計	0	21,082	21,082

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	千円 2,129	介護・予防給付費交付金 千円 2,129

2 過年度分	3,112	介護・予防給付費負担金 3,112

1 介護給付費準備基金繰入金	21,082	介護給付費準備基金繰入金 21,082

5 款 支払基金交付金 6 款 県支出金 7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 居宅介護サ ービス給付 費	千円 849,964	千円 0	千円 849,964	千円 3,112	千円	千円 2,129	千円 △5,241
計	1,796,036	0	1,796,036	3,112		2,129	△5,241

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	0	26,323	26,323				26,323
計	1,050	26,323	27,373				26,323

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源補正 千円

22 償還金、利子及び割引料	26,323	01 償還金 26,323
		22 償還金、利子及び割引料 26,323
1 償還金	26,323	償還金 26,323

2 款 保険給付費 7 款 諸支出金

議案第55号

令和6年度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

令和6年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ802千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ536,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 9月 6日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金		千円 0	千円 802	千円 802
	1 繰越金	0	802	802
歳 入 合 計		536,000	802	536,802

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 531,923	千円 802	千円 532,725
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	531,923	802	532,725
歳 出 合 計		536,000	802	536,802

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金	千円 0	千円 802	千円 802
歳入合計	536,000	802	536,802

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 531,923	千円 802	千円 532,725
歳 出 合 計	536,000	802	536,802

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 802
			802

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 802	千円 802
計	0	802	802

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 802	前年度繰越金 千円 802

5 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 531,923	千円 802	千円 532,725	千円	千円	千円	千円 802
計	531,923	802	532,725				802

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及 び交付金	千円 802	01 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 802
1 負担金	802	18 負担金、補助及び交付金 負担金	802 802

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議 案 第 5 6 号

令 和 6 年 度

河合町下水道事業会計補正予算

(第 2 号)

河 合 町

令和 6 年度河合町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度河合町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次の定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 3 条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第 1 款 下水道事業収益	722,354 千円	150 千円	722,504 千円
第 2 項 営業外収益	487,853 千円	150 千円	488,003 千円
第 3 目 他会計補助金	138,895 千円	150 千円	139,045 千円

支 出			
（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第 1 款 下水道事業費用	722,354 千円	150 千円	722,504 千円
第 1 項 営業費用	666,658 千円	150 千円	666,808 千円
第 5 目 総係費	24,377 千円	150 千円	24,527 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条中の職員給与費 17,152 千円を、17,302 千円に改める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

河合町長 森 川 喜 之

令和6年度河合町下水道事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業収益		722,354	150	722,504	
2. 営業外収益		487,853	150	488,003	
	3. 他会計 補助金	138,895	150	139,045	手当の変更に伴う 人件費増額

支 出

（単位：千円）

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業費用		722,354	150	722,504	
1. 営業費用		666,658	150	666,808	
	5. 総係費	24,377	150	24,527	手当の変更に伴う 人件費増額

議案第 57 号

河合町総合計画策定審議会条例の一部改正について

河合町総合計画策定審議会条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例

河合町総合計画策定審議会条例（平成１５年１０月河合町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第２条中「法第２条第４項」を「河合町まちづくり自治基本条例（令和４年１２月河合町条例第２２号）第２６条第１項」に、「河合町における総合的かつ計画的な行財政の運営をはかるための基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）」を「町政の目指す方向を明らかにし総合的かつ計画的に町政を運営するための総合計画」に改める。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

議案第 5 8 号

河合町税条例の一部改正について

河合町税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和 2 9 年 4 月河合村条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 59 号

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和５３年１０月河合町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「第２条の４第２項の表の第２欄」を「第２条の４第２項第１号」に改め、同項第２号及び第３号中「第２条の４第８項」を「第２条の４第７項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

河合町国民健康保険条例の一部改正について

河合町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険条例（昭和35年4月河合村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

奈良県広域水道企業団の設立について

地方自治法第 2 8 4 条第 2 項の規定により、奈良県広域水道企業団を設立することについて、別紙の規約により関係地方公共団体と協議したいので、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

規 約	奈良県広域水道企業団規約
関係地方公共団体	奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、 橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、 香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取 町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、 吉野町、大淀町、下市町

奈良県広域水道企業団規約

(名称)

第1条 この一部事務組合は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(構成団体)

第2条 企業団は、奈良県及び関係市町村（大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町をいう。以下同じ。）（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

2 企業団は、前項の事務を主体的に公営企業として共同処理するものであり、コンセッション方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）への移行又は民営化は行わない。

(事務所の位置)

第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。以下同じ。）が5万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき1人
- (2) 給水人口が5万人以上10万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき2人
- (3) 給水人口が10万人以上である関係市町村 1 関係市町村につき3人
- (4) 奈良県 3人

2 企業団議員は、各構成団体の議会において、前項各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数を、それぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 企業団議員が当該企業団議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

(企業団議会の事務局)

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置き、奈良県知事をもって充てる。

2 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。

3 企業長の任期は、奈良県知事としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長6人を置き、関係市町村の長のうち、次に掲げる者を企業長が任命する。

(1) 給水人口が上位2位までの市の長

(2) 前号に掲げる市以外の市の長のうち2人

(3) 町村の長のうち2人

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

3 副企業長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第11条 企業団に必要な職員を置く。

- 2 職員は、企業長が任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(企業団の財務)

第14条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の規定による負担金の額は、企業団と構成団体との協議により定める。
- 3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

議案第 6 2 号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１０日奈良県指令市町村第１
１１８号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 6 3 号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第17条の次に次の1条を加える。

（解散による事務の承継）

第18条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経て
する協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 6 4 号

奈良広域水質検査センター組合の解散について

奈良広域水質検査センター組合の解散について、地方自治法第 2 8 8 条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良広域水質検査センター組合の解散）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

2 前項の清算後に残余する現金（以下「残余金」という。）は、組合の構成団体（以下「組合構成団体」という。）の令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付する。

3 組合が保有している別表に掲げる団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）及び人事事務に関する文書並びに図書及び文献類は、企業団に引継ぐ。

4 別表に掲げる団体以外の組合構成団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引継ぐ。

5 組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった御所市長が、これを決算する。

6 前項の規定による決算は、組合の事務を承継する企業団の企業長が、これを企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとする。

別表

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市
生駒市 香芝市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町
明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町
磯城郡水道企業団

令和 年 月 日

大和高田市市長	堀内大造
大和郡山市市長	上田 清
天理市長	並河 健
橿原市長	亀田忠彦
桜井市長	松井正剛
五條市長	平岡清司
御所市長	東川 裕
生駒市長	小紫雅史
香芝市長	三橋和史
葛城市長	阿古和彦
宇陀市長	金剛一智
山添村長	野村栄作
平群町長	西脇洋貴
三郷町長	木谷慎一郎
斑鳩町長	中西和夫
安堵町長	西本安博
曽爾村長	芝田秀数
御杖村長	伊藤収宜
高取町長	中川裕介
明日香村長	森川裕一
上牧町長	今中富夫
王寺町長	平井康之
広陵町長	山村吉由
河合町長	森川喜之
吉野町長	中井章太
大淀町長	辻本眞宏
下市町長	杵本龍昭
黒滝村長	植田忠三郎
天川村長	車谷重高
野迫川村長	吉井善嗣

十津川村長	小山手修造
下北山村長	南 正文
上北山村長	山室 潔
川上村長	泉谷隆夫
東吉野村長	水本 実
磯城郡水道企業団企業長	高江啓史

議案第 6 5 号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 2 8 9 条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

（財政調整基金の配分）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）の財政調整基金は、解散時における組合の構成団体が平成7年度から令和5年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する。

（物品の譲与）

第2条 組合が保有する物品（図書及び文献類を除く。）は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に無償譲与する。

（退職手当支給事務負担金還付金の引継）

第3条 解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される奈良県市町村総合事務組合退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ。

令和 年 月 日

大和高田市市長 堀内大造

大和郡山市市長 上田 清

天理市長 並河 健

橿原市長 亀田忠彦

桜井市長 松井正剛

五條市長 平岡清司

御所市長 東川 裕

生駒市長 小紫雅史

香芝市長 三橋和史

葛城市長 阿古和彦

宇陀市長 金剛一智

山添村長 野村栄作

平群町長 西脇洋貴

三郷町長	木谷慎一郎
斑鳩町長	中西和夫
安堵町長	西本安博
曾爾村長	芝田秀数
御杖村長	伊藤収宜
高取町長	中川裕介
明日香村長	森川裕一
上牧町長	今中富夫
王寺町長	平井康之
広陵町長	山村吉由
河合町長	森川喜之
吉野町長	中井章太
大淀町長	辻本眞宏
下市町長	杵本龍昭
黒滝村長	植田忠三郎
天川村長	車谷重高
野迫川村長	吉井善嗣
十津川村長	小山手修造
下北山村長	南 正文
上北山村長	山室 潔
川上村長	泉谷隆夫
東吉野村長	水本 実
磯城郡水道企業団企業長	高江啓史

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住 所 ■■■■■■■■■■
氏 名 山 下 聡 一 郎
生年月日 ■■■■■■■■

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

山 下 聡 一 郎 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住所
氏名
生年月日

前川正子
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

前 川 正 子 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住所
氏名
生年月日

森田信良
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

森 田 信 良 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第 2 号

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所
氏名
生年月日

■■■■■■■■■■
上村欣也
■■■■■■■■

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

上 村 欣 也 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第 3 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所
氏名
生年月日

福本優子

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■

令和 6 年 9 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

福 本 優 子 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)